

日野市地域介護予防活動支援業務委託事業

地域介護予防活動団体登録助成 申請の手引き



社会福祉法人 日野市社会福祉協議会

〒191-0011 日野市日野本町 7-5-23
TEL 042-584-1294 FAX042-582-0082
URL <http://www.hinosuke.org>

1 対象団体

日野市内で高齢者が中心となり、要介護または要支援状態になることを防ぐための体操・運動を取り入れて活動し、3人以上で構成されている団体

2 助成対象事業

地域に暮らす高齢者同士が気軽に参加できる事業で、活動の内容を日野市の指定する方法で広く周知し、仲間づくりや情報交換、社会参加などを通して介護予防となる体操・運動を取り入れた活動とする。

ただし、営利・宗教・政治・思想を目的とする団体、地域住民からの信頼性に欠ける団体については対象としない。

3 助成内容

日野市地域介護予防活動団体登録届出書を提出し、助成金を申請した年度に限り、活動を続けるために必要な備品の購入費用・広報費・会場使用料・講師謝礼等について助成する。

4 助成申請額

新規登録助成 上限5万円(千円未満端数切り捨て)

※ただし、この助成は、1回に限る。

5 申請書式

地域介護予防活動団体助成金申請書(第1号様式)

6 申請方法

(1)申請書類を担当職員より受け取ってください。

(2)事前に担当職員と日程調整の上、直接持参してください。その際、申請書類の確認をさせていただきます。

7 助成の決定の可否について

決定の可否を文書にて通知します

8 助成金の交付について

指定口座に送金(予定)

9 事業実績報告について

申請年度内に活動を完了させ、収支報告書を速やかに提出ください。

10 交付決定の取り消し及び助成金の返還

次の各号のいずれかに該当するときは、既に交付決定をした助成金の全部又は一部を取り消すことがあります。

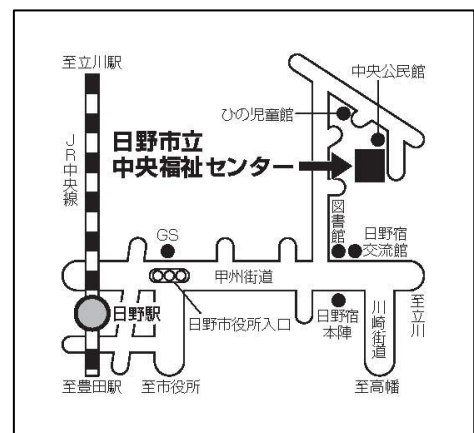
- (1) 偽り、その他不正の手段により助成金の交付を受けたとき
- (2) 助成金を交付目的以外に使用したとき
- (3) 事業を中止したとき
- (4) 交付すべき助成金の額を確定した場合において、他団体より既にその額を超える助成金が交付されているとき
- (5) 団体が当該年度中に解散又は、継続不能になったとき
- (6) 助成金申請後、当該団体が解散又は、継続不能になったとき
- (7) 事業実施時において、助成金申請時より総事業費が下回ったとき

11 その他

- (1) ご記入された個人情報は、助成金に係る通知・連絡等にのみ使用いたします。了承を得ることなく第三者への提供はいたしません。
- (2) 助成金の審査に関わる事項については、正当な理由がない場合を除き公表することはできません。

受付窓口

日野市社会福祉協議会 地域支援係
〒191-0011 日野市日野本町 7-5-23
日野市立中央福祉センター
TEL 042-584-1294 FAX 042-582-0082



受付期間 令和3年10月1日から令和4年3月31日まで

受付時間 8:30～17:15(土日祝日は除く)